エ事一時中止等に係るガイドライン(案)

平成29年7月

兵庫県 土木部

(改定履歴)

令和3年2月1日 一部改定 令和6年4月1日 一部改定

目次

1	ガイ	ドライン策定の背景	1
-	1-1	工事発注の基本的考え方	1
-	1-2	工事発注の現状	1
-	1-3	現状における課題	1
-	1-4	ガイドライン (案) の策定	1
2	工事	の一時中止に係る基本フロー	2
3	発注	者の中止指示義務	3
4	工事	を中止すべき場合	4
5	一時	中止の指示・通知	5
6	基本語	計画書の作成	6
7	請負債	代金額または工期の変更	7
8	増加す	費用の考え方	8
8	3-1	本工事施工中に一時中止した場合	8
8	3-2	契約後準備工着手前に一時中止した場合	10
8	3-3	準備工期間に一時中止した場合	11
9	增加组	費用の設計書及び事務処理上の取扱い	12
1C	工事	罫の一時中止に伴う増加費用の取扱い	13
-	10-1	増加費用に関する基本事項	
-	10-2	工事一時中止の区分	
-	10-3	請求の流れ及び適用範囲	
	10-4	工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例	
-	10-5	基本計画書の作成例	
-	10-6	工事請負代金変更請求の作成例(1)	
	10-7	工事請負代金変更請求の作成例(2)	
	10-8	工事請負代金変更請求の作成例(3)	
	10-9	工事請負代金の構成(1)	
11		『費用の費目と内容	
12		罫の一時中止に係る手続き様式	
13		所等の影響による工期延長に伴う増加費用の取扱い	
	13-1	請求の流れ及び適用範囲	
	13-2	工事請負代金変更の請求日	
	13-3	降雨等の影響による延長日数の算出方法	
-	13-4	工事請負代金変更請求の作成例	36

兵庫県土木部 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

13-5	工事請負代金の構成	38
13-6	増加費用の費目と内容	39
13-7	増加費用の算出例	43
13-8	降雨等の影響による工期延長に係る手続き様式	45
14 参考	資料	48
14-1	兵庫県建設工事請負契約書(令和2年10月時点)	48
14-2	土木工事共通仕様書(令和2年10月時点)	52

1 ガイドライン策定の背景

1-1 工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、気象要因に係る不稼働日等を踏まえ、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

1-2 工事発注の現状

円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

1-3 現状における課題

各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

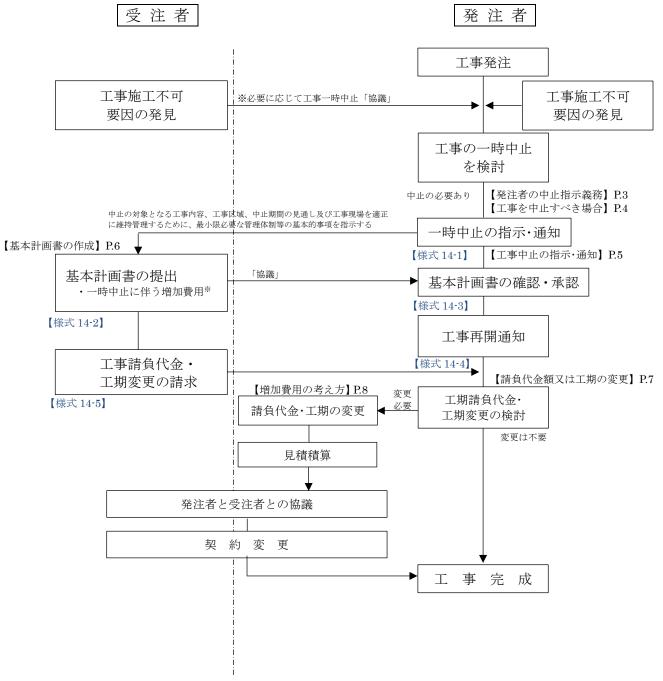
しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受 注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘が あるところである。

また、適正な工期を設定し発注することが基本であるが、通常想定される降水日数以上の影響については、工期延伸を行い、現場維持に要する費用等を適正に計上する必要がある。

1-4 ガイドライン (案) の策定

これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止及び通常想定される降水日数以上の影響について、適正な対応を行うためにガイドライン(案)を策定するものである。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

3 発注者の中止指示義務

- 1. 受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
- 2. 受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令:契約書第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合



受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中 止状態となる



このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる

発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある



契約書第16条規定する発注者の 工事用地等確保の義務、第18条に規 定する施工条件の変化等における手 続と関連する

このことから、発注者及び受注者の 十分な理解のもとに適切に運営され ることが望まれる

- 注)工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。
 - ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
 - ・専任を要しない期間中、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間中に当該工事が完了するものに限る)の専任の監理技術者等として従事できる。
 - ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期**となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル:令和2年9月30日国不建第130号】

※大幅な工期延期とは、契約書(受注者の催告によらない解除権)第51条第1項第2号を準拠して、「工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき」を目安とする。

4 工事を中止すべき場合

1. 受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【関係法令:契約書第20条】

- 2. 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。
 - ※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。
- ①工事用地等の確保ができない等のた め工事を施工できない場合
- ○発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(契約書第16条) 施工できない場合
- ○設計図書と実際の施工条件の相違又 は設計図書の不備が発見されたため (契約書第18条)施工を続けること が不可能な場合・・・等

- ②自然的又は人為的な事象のため工事 を施工できない場合
- ○「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文 化財の発掘又は調査、反対運動等の妨 害活動も含まれる。
- ○「工事現場の状態の変動」は、地形等 の物理的な変動だけでなく、妨害活動 を行う者による工事現場の占拠や著 しい威嚇行為も含まれる

5 一時中止の指示・通知

発注者は、工事を一時中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【関係法令:契約書第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
 - ※「必要があると認められる」か否か、中 止すべき工事の範囲、中止期間について は発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止して いる工事について施工可能と認めた ときに工事の再開を指示しなければ ならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6 基本計画書の作成

1. 工事を一時中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議のうえ、承諾を得るものとする。

【土木工事共通仕様書第1編1-1-13】

- ※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。
- 2. 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する 増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないように する。
- 3 一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合 受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇一時中止時点における工事の出来形 *1、職員の体制、労働者数、搬入材 料及び建設機械器具等の確認に関す ること
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と 再開に関すること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本 的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用^{※2}及び 算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注 者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

発注者による確認

- ◇現場の安全確保に関する内容が適正 であるか。
- ◇増加費用等が「客観的に必要であるか」と認められるか。
- ◇増加費用及びその算定根拠が適正であるか。
- ※1 必要に応じて、契約書第31条の検査を受ける。
- ※2 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

7 請負代金額または工期の変更

工事を一時中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額 又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

- ◇一時中止がごく短期間である場合、一時中止が部分的で全体工事の施工に影響が ない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。
- ◇設計図書に制限を受ける期間や工種、影響範囲等を明示している(出水期を含む 工期設定等)場合、工事契約後に当初の条件の変更が生じない限り、請負代金額 及び工期は原則として変更の対象としない。



請負代金額の変更

- ◇発注者は、工事の施工を一時中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
- ◇増加費用
 - ○工事用地等を確保しなかった場合
 - ○暴風雨の場合など契約の基礎条件 の事情変更により生じたもの
- ◇損害の負担
 - ○発注者に過失がある場合に生じた もの
 - ○事情変更により生じたもの ※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

- ◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。
- ◇このことから、取片付け期間や復興 に要した期間を含めて工期延期する ことも可能である。

8 増加費用の考え方

8-1 本工事施工中に一時中止した場合

(1)増加費用の範囲

- 1. 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う<u>増加費用等について受注者から請求があっ</u>た場合に適用する。
- 2. 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持 し又は工事の続行に備えて機械器 具、労務者又は技術職員を保持する ために必要とされる費用等
- ◇一時中止に係る工事現場の維持等の ために必要な受注者の本支店におけ る費用

工事の再開準備に要する費用

◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工事体制の縮小に要する費用

◇中止時点における工事体制から中止 した工事現場の維持体制にまで体制 を縮小するため、不要となった機械機 器具、労務者又は技術職員の配置転換 に要する費用等

一時中止により工期延期 となる場合の費用

◇工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

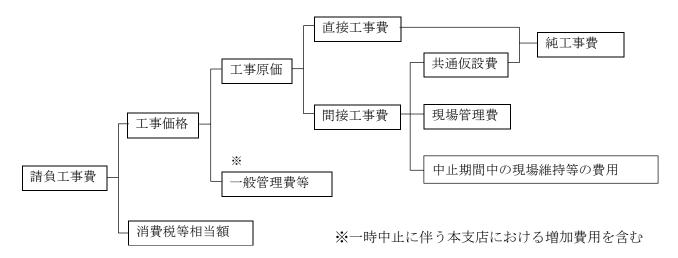
※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

(2)中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、<u>必要とされた工事</u> 現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者が精査し、 妥当性を判断して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積 算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費 に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、 一般管理費等の対象とする。



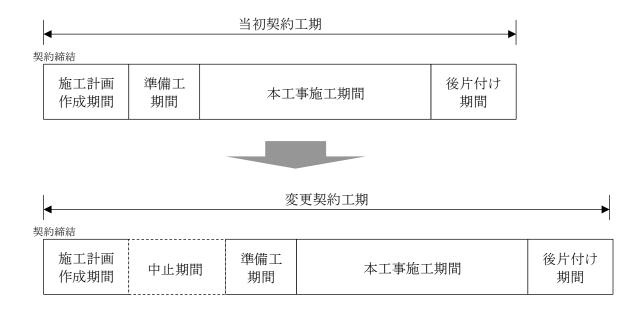
(3)増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る<u>工事の施工着手後を対象^{注 1)}</u>に算定することとし、算定方法は受注者から増加費用に係る見積^{注 2)}を求め、費用の必要性・数量など発注者が精査し、妥当性を判断して行う。

- 注 1) 増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加 費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地 確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施 工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。
- 注 2) 見積に対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要。なお、証明書類とは契約書、 請求書、領収書などその他第三者が証明する書類をいい、原則見積は証明書類として取 り扱わない。

8-2 契約後準備工着手前に一時中止した場合

- 1. 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- 2. 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

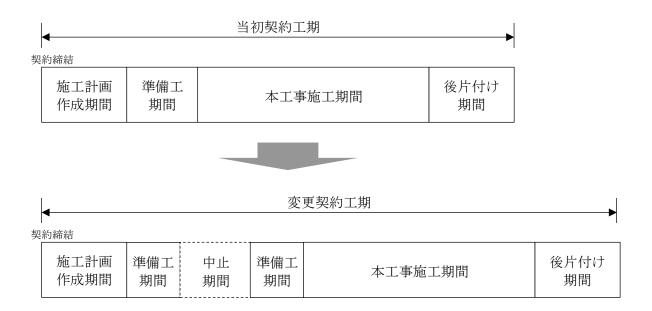
- ○契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事 用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ○このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇増加費用

○一時中止に伴う増加費用は計上しない。

8-3 準備工期間に一時中止した場合

- 1. 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工 事施工前の準備期間をいう。
- 2. 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に <u>必要に応じて概算費用を記載</u>した上で、その内容について発注者と協議し同意 を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

- ○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- ○増加費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定される。
- ○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者が精査し、妥当性を判断して行う。

9 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い

(1)設計書における取扱い

- 1. 増加費用は、一時中止した工事の設計書の中に「一時中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- 2. ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費、及び変更契約額とみなす。

(2)事務処理上の取扱い

- 1. 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- 2. 増加費用の積算は、受注者の請求があった場合は速やかに受発注者が協議を行う。

10 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

10-1 増加費用に関する基本事項

増加費用に関する基本事項

対象工事	発注者が、契約書20条の3項の負担額を負担する工事は下記条件を			
(S57.3.29 建設省通達)	満たす工事とする。			
	○予測し難い理由により一時中止した工事			
	○施工途中にある工事の <u>主要部分</u> を <u>長期にわたって</u> (指示した期間)			
	一時中止した工事			
	○ <u>著しい</u> 増加費用が生じた工事			
増加費用として積算する	○工事現場の <u>維持</u> に要する費用			
範囲	○工事体制の <u>縮小</u> に要する費用			
(ガイドライン p 8)	○工事の <u>再開準備</u> に要する費用			
増加費用の算定	○増加費用の算定は、受注者が <u>基本計画書に従って実施</u> した結果、必			
(ガイドライン p 9)	要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要			
	性・数量など発注者が精査し、妥当性を判断して行う。			
	○各構成費目は、原則として <u>一時中止期間中に要した費用の内容につ</u>			
	<u>いて積算</u> する。			
	※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。			

[※]工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合:出水期間における現場維持等に必要な費用 (仮設費用、運搬費用、現場巡視等)は設計変更により計上する。

10-2 工事一時中止の区分

「一時中止」と「一部一時中止」

契約書(第 20 条)では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとされている。

工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合(一時中止)、②工事の一部を 中止する場合(一部一時中止)がある。

■一部一時中止の場合の増加費用について 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等<u>例外</u> 的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。(主たる工種は工事費構成比率が 最大の工種のみを指すものではない)

	一時中止	一部一時中止	
	(工事全体の中止)	(主たる工種の中止)	
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分	
五. > 7 年6 亿	エチ和四エド	(中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)	
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任	工事施工期間は専任が必要	
及例名の寺区	を要しない。	工事心上別則は守山// 少安	
契約解除できる	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した	
時期	(工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6	後3月を経過しても、なおその中止が解除さ	
(契約書第 51 条)	ヶ月)	れないとき。	
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが	一部一時中止に伴う影響期間について工期延	
上别多丈	考えられる	期する	
増加費用の	でキ) 以で本次 1 - ト フ		
算定方法	積上げ積算による 		

10-3 請求の流れ及び適用範囲

(1)工事一時中止の増加費用について

☆は留意事項

工事一時中止の通知・指示(発注者→受注者)

発注者は、一時中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を通知する。また、 工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を指示する。

☆「一時中止の時期」の確認

☆一時中止期間の見通しの確認 →特に常駐させる技術者等の取扱いに留意

基本計画書の提出・承諾(受注者→発注者)

☆実施内容を明記(→積算に反映される)

☆管理責任の所在を明記

基本計画書に基づく工事現場の維持・管理(受注者が実施)

☆実施内容の証明(増加費用の明細書、作業報告等)

工事再開の通知(発注者→受注者)

☆中止期間の確定 (一部一時中止の場合は、一部一時中止に伴う工期延期日数)

☆増加費用の協議

|工事請負代金・工期変更の請求(受注者→発注者)

☆増加費用の適用は受注者からの請求があった場合に適用

	契約後準備工着手前	準備工期間	本工事施工中		
中止の 時期	契約締結後で、現場事務所・工事看 板が未設置、材料等が未手配の状態 で測量等の準備工に着手するまで の期間	現場事務所・工事看板を設置し、測 量等の本工事前の準備期間			
	増加費用は計上しない	積上げ積算	積上げ積算		
	※一時(全部)中止の場合は技術者の 専任の解除	※次頁項目について費用の明細書 に基づき受発注者協議	※次頁項目について費用の明細書 に基づき受発注者協議		
増加費用 積算方法	※中止期間が工期の 1/2(6ヶ月)を 超えた場合等は契約の解除権が 発生	【積算例】 ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当等が想 定される			
		※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した 結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、発注者 が精査し、妥当性を判断した上で、官積算をするものとする。 ※、設計図書に制限を受ける期間や工種、影響範囲等を明示している場合 (出水期を含む工期設定等)、工事契約後に当初の条件の変更が生じな い限り、請負代金額は原則として変更の対象としない。			

(2) 増加費用の範囲

- ①現場維持に要する費用
 - イ. 工事現場の維持に要する費用
 - ロ. 工事体制の縮小に要する費用
 - ハ. 工事の再開・準備に要する費用
- ②本支店における増加費用・・・・・・一般管理費として率計上される

(3)中止期間中の現場維持等に要する費用

イ	材料費	① 材料の保管費用
		② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費
		③ 直接工事費に計上された材料の損料等
口	労務費	① 工事現場の維持等に必要な労務費
		中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。
		② 他職種に転用した場合の労務費差額
ハ	水道光熱電力	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働
	等料金	させるために要する水道光熱電力等費用
=	機械経費	工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
ホ	運搬費	① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
		② 大型機械類等の現場内運搬
^	準備費	通常の準備作業を超える後片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議
		により必要と認めたものは、別途積上げにより計上する
1	仮設費	① 仮設諸機材の損料
		② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
		③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用
チ	事業損失防止施設費	
		仮設費に準じて積算した費用
IJ	安全費	① 既存の安全設備に係る費用
		② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ	役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
		② 電力・水道等の基本料
ル	技術管理費	原則として増加費用は計上しない。
ヲ	営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営
		繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等
ワ	労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発
		注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
力	社員等従業員給料品	半当
		中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用
	24.76 65 TH #L	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
3	労務管理費	② 解雇・休業手当を払う場合の費用
タ	地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費
	મ발] V	率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
l v	福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交
_	四小小十二只 寸	通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

10-4 工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例

工 事 名:○○○電線共同溝工事

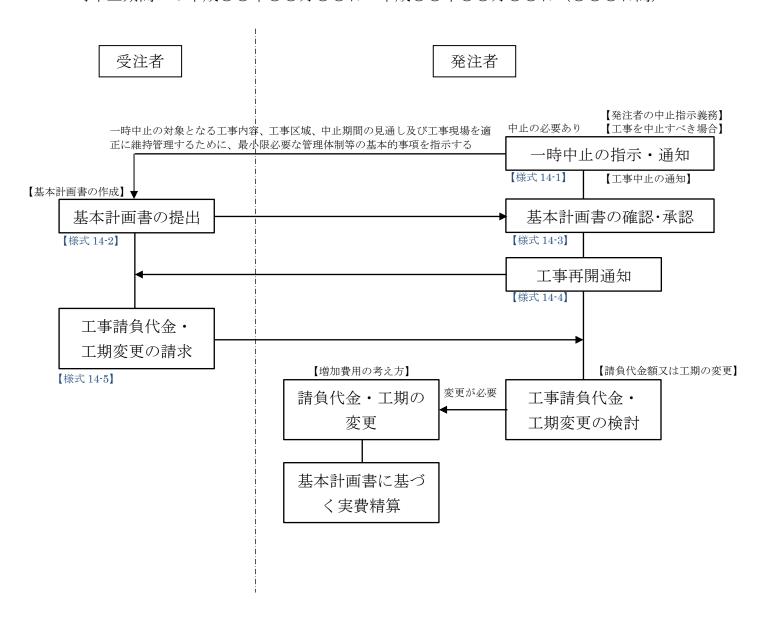
当 初 工 期 : 平成〇〇年〇〇月〇〇日~平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇〇〇日間)

当初契約金額 : ¥○○○,○○○,○○○-

一時中止内容 : 現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び支障物件

移設等に占用企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する

一時中止期間 : 平成〇〇年〇〇月〇〇日~平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇〇〇日間)



10-5 基本計画書の作成例

○○○電線共同溝工事

基本計画書

平成○○年○○月○○日

○○○株式会社 ○○支店

目 次

1. 中止時点における内容 ・・・・・・・・・・・・1
(1) 中止する工事の出来形 ・・・・・・・・・1
(2) 社員の体制 ・・・・・・・・・・・・・・2
(3) 労働者数 ・・・・・・・・・3
(4) 搬入済みの材料 ・・・・・・・・・・・・・・・4
(5)搬入済みの建設機械器具等・・・・・・・・・・5
2. 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること ・・・・・6
3. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること ・・・・8
(1) 社員の体制、労働者数(必要な場合のみ) ・・・・8
(2) 現場点検の実施方法 ・・・・・・・・・・9
(3) 天災等緊急時の対応、連絡体制 ・・・・・・・1 0
(4) 中止期間中の実施作業 ・・・・・・・・・11
(5) 中止期間中に現場に残置が必要な建設機械器具・施設・12
(6) 中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設・・・・13
4. 中止した工事現場の管理責任に関すること ・・・・・・14
5. 工事一時中止に伴う増加費用 事前協議チェックリスト ・15

- 3. 中止期間中の工事現場の維持・管理に関すること
- (1) 社員の体制、労働者数(必要な場合のみ)

中止期間中の体制は以下のとおりです。

現場代理人 ・・・・・常駐

現場作業が無い、又は非専任 の場合は、給与等の請求はで きない。

監理技術者 ・・・・・非専任

施工担当者 ・・・・・代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、○○○事務所○○課と協議のうえ、社員を 増員します。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。

(2) 現場点検の実施方法

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1 日 1 回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、○○○事務所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

(3) 天災等緊急時の対応、連絡体制

震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を 実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防 止のための処置をとるものとする。

(4) 中止期間中の実施作業

中止解除(現場着工)時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。

現地調査

工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更 の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。

試掘の立会

企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。

- ・施工計画書の作成 現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。
- 道路調整会議の出席
- ・道路工事等協議書の作成 現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

10-6 工事請負代金変更請求の作成例(1)

工事一時中止に伴う増加費用等の見積 工事名 ○○○○○電線共同溝工事 自) 〇〇県〇〇市〇〇 工事場所 至) 00県00市00 当初工期 **自)** 平成○○年○○月○○日 一時中止期間 **自)** 平成○○年○○月○○日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (750日間) (129日間) 当初契約金額 ¥○○○,○○○,○○○ 税抜契約金額 ¥000,000,000 税抜増加金額 ¥ 3,456,785 增加金額 ¥ 3,629,624 ○○○○株式会社 ○○支店

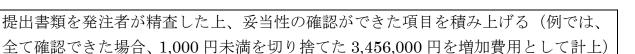
工事名 〇〇〇〇〇電線共同	溝工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3, 456, 785	
(1) 現場管理費		式	1		3, 456, 785	
・従業員給料手当		式	1		3, 094, 485	
現場代理人		月	4. 3	506, 809	2, 179, 279	
監理技術者		月	1. 3	704, 005	915, 207	
・福利厚生費		式	1		35, 498	
・事務用品費		式	1		50, 935	
・通信交通費		式	1		112, 835	
現場事務所費		式	1		163, 032	
合計					3, 456, 785	
습計					3, 456, 785	

※見積に対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要

なお、証明書類とは契約書、請求書、領収書などその他第三者が証明する書類をいい、原則見積は証明書類として取り扱わない。

例えば)

- (1) 現場代理人等の給料について
 - ①当該現場での作業内容
 - ②給与等の内訳書
 - ③給与明細等の資料
- (2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について
 - ①経費別支払調書
 - ②事務用品の証明書類の提出
 - ③経費支払い集計調書



10-7 工事請負代金変更請求の作成例(2)

◎増加費用の見積根拠例

現場代理人等給料について【資料1】

①当該現場での作業内容

中止期間中報告書 〇月

総括表

月	日	曜日	作業の内容
〇年	1	金	工事の一次中止指示
〇月	2	±	
	3	日	
	4	月	現地調査(現地測量)
	5	火	現地調査(現地測量)
	6	水	現地調査(現地測量)
	7	木	現地調査(現地測量)
	8	金	現地調査(現地測量)
	9	±	
	10	日	
	11	月	現地調査(現地測量)
	12	火	現地調査(現地測量)
	13	水	現地調査(支障物等の確認)
	14	木	現地調査(支障物等の確認)
	15 金		現地調査(支障物等の確認)
	16	±	
	17	日	
	18	月	現地調査(支障物等の確認)
	19	火	現地調査(支障物等の確認)
	20	水	現地調査(支障物等の確認)
	21	木	現地調査(試掘の立会)
	22	金	現地調査(試掘の立会)
	23	±	
	24	日	
	25	月	特殊部位置の確認(現地照査)
	26	火	特殊部位置の確認(現地照査)
	27	水	道路調整会議(占用企業者)
	28	木	現地調査(試掘の立会)
	29	金	特殊部位置の確認(現地照査)
	30	土	
	31	日	
			○○○㈱ ○○支店

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約 1ヶ月前から専任を再開。(別途変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

【現場代理人 〇〇 〇〇】

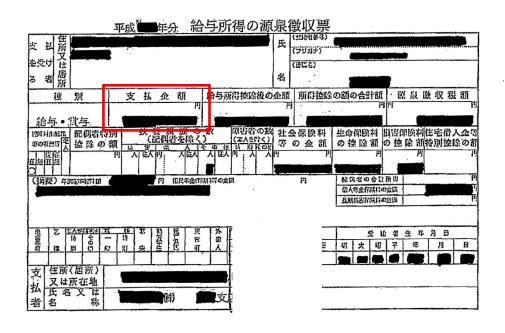
	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当 小計
〇月	369,900	110,147	102,825	582,872
〇月	369,900	0	102,825	472,725
O月	369,900	23,725	102,825	496,450
〇月	369,900	5,932	102,825	478,657
〇月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合 計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

現場着手の目処が立ったこと から、○月に変更基本計画書を 提出し、監理技術者を専任に変 更した

【監理技術者 〇〇 〇〇】

TECHNIC CO COT					
	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当 小計	
〇月					
O月					
〇月					
〇月	523,600	0	180,937	704,537	
〇月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669	
合 計	681,739	0	233,467	915,206	
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005	

③給料明細等の資料(各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)



10-8 工事請負代金変更請求の作成例(3)

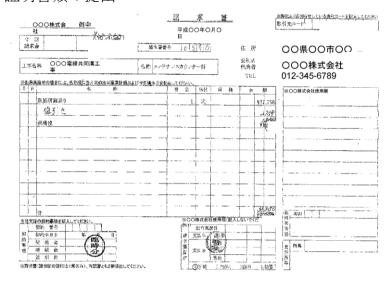
◎増加費用の見積根拠例

福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

①経費別支払調書(平成〇〇年〇月分)

				税	抜き金額
	項目	細別	支払先	金額	備考
	事務用品費				
		コピー代	0000㈱	37,000	
$oxed{oxed}$					
$oxed{oxed}$					
	通信交通費				
		連絡車	㈱0000	26,300	>
$oxed{oxed}$					
	現場事務所				
		レンタルハウス	0000㈱	38,000	
	合 計			101,300	

②事務用品費の証明書類の提出



③経費支払い 集計調書

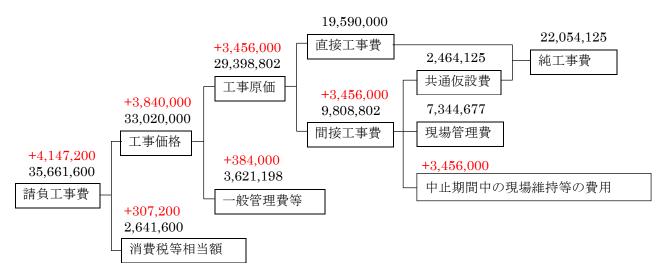
	福利厚生費	事務用品費	通信交信費	現場事務所
O月	7,850		26,300	38,000
O月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
O月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

10-9 工事請負代金の構成(1)

増加費用等の構成

- ◇中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等 の対象とする。
- ◇積み上げ計上費用には、請負比率は考慮しないものする。
- ◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

【増額費用の計算例】 赤字は増額金額



11 増加費用の費目と内容

増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用

イ 材料費

①材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の 材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の 材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材 料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る 損料額及び補修費用

口 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるい は受発注者協議により中止期間中稼動(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用

二機械経費

①工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、 発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立 て・解体費、賃料・損料、管理費を含む。)
- b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転 費用

ホ 運搬費

①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

②大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類,資材等のうち,工事が中止されたために,新たに 工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発 注者が必要と認めた大型の機械,材料,仮設物等の運搬費用

へ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

①仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料,設備等のうち,元設計において期間要素を考慮して 計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び 維持補修の増加費用

②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発 注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設 等に要する費用(補助労力を含む。)

③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ安全費

①既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

②新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた 安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)

ヌ 役務費

①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる プラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要し た増加費用

②電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる 電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、 仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を 考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持 費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に 対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料 額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発 注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させる と認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

力 社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のため、受発注者協議により定めた次の費用

- ①元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。) に支給する給料手当の費用
- ②中止時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの 間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者(通勤者も含む。)を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者(以下「専従的労務者」という。)(通勤者も含む。)とする。

②解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた 専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

夕 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理 費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信 交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

- (2) 本支店における増加費用 (一般管理費として率計上する) 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用
- (3)消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

12 工事の一時中止に係る手続き様式

様式 14-1

令和 年 月 日

受注者 住 所 氏 名

様

兵庫県契約担当者

工事の一時中止について

下記工事について、次の理由により工事を中止されるよう、建設工事請負契約書第20条 第2項の規定により通知します。

記

- 1. 工事番号
- 2. 工事名
- 3. 工 期 自令和 年 月 日

至令和 年 月 日 日間

4. 一時中止期間 自令和 年 月 日

至令和 年 月 日 日間

- 5. 同上による完成期限 令和 年 月 日
- 6. 一時中止理由
- 7. 一時中止の範囲
- 8. その他

工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を反映した基本計画書を様式 14-2 にて 14 日以内に提出し、承諾を得ること。

上記工事の一部中止を承諾し、一部返送する。

令和 年 月 日

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所 氏 名

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理 等に関する基本計画書について

令和 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった下記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

記

- 1. 工事番号
- 2. 工事名
- 3. 内 容

1. 中止時点における内容	0
2. 中止に伴う工事現場の体制と縮小と再開に関すること	0
3. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること	0
4. 中止した工事現場の管理責任に関すること	0
5. 工事一時中止に伴う増加費用事前協議チェックリスト	

注)上記1~4は必須

上記5は一時中止に伴う増加費用を請求する場合は必須

別紙

工事一時中止に伴う増加費用 事前協議チェックリスト

<u>工事名:</u>

No	費目	内容 ^{※2}		象	基本計画書	概算費用※1	備考
110		M4	有	無	該当ページ	似异 其用	Cr. 940
	①材料の保管費用						
1	イ 材料費	②他の工事現場へ転用する材料の運搬費					
		③直接工事費に計上された材料の損料等					
П	口労務費	①工事現場の維持等に必要な労務費 ※中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。					
		②他職種に転用した場合の労務費差額					
ハ	水道光熱 電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期 間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用					
1.	機械経費	①工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用					
ホ	ホ 運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用					
小理	建	②大型機械類等の現場内運搬					
^	準備費	通常の準備作業を超える後片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認めたものは、別途積上げにより計上する					
		①仮設諸機材の損料					
۲	ト仮設費	②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用			***************************************	***************************************	***************************************
		③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の 損料等に要する費用					
チ	事業損失防止 施設費	仮設費に準じて積算した費用					
IJ	安全費	①既存の安全設備に係る費用					
	女主 真	②新たな工事現場の維持等に要する安全費					
ヌ	役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料			***************************************		***************************************
	区扮員	②電力・水道等の基本料					
ル	技術管理費	原則として増加費用は計上しない。					
ヲ	営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認め られる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等					
ワ	労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通 勤費用					
カ	社員等従業員 給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた 費用					
	労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用					
ヨ 労		②解雇・休業手当を払う場合の費用					
Я	地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現 場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用					
レ	福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生 費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止 期間中の費用					
	(1 概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない(2 内容の詳細は『工事一時中止に係るガイドライン』11増加費用の費目と内容を参照のこと		村	既算書	費用合計		

令和 年 月 日

受注者 住 所 氏 名

様

兵庫県契約担当者

工事一時中止に伴う基本計画書について (承諾)

令和 年 月 日付けで提出された「工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について」は承諾する。

令和 年 月 日

受注者住 所氏 名

様

兵庫県契約担当者

工事の再開等について

令和 年 月 日付けで一時中止を通知した下記工事について、契約書第23条の 規定に基づき次のとおり協議する。

記

- 1. 工事番号
- 2. 工 事 名
- 3. 再開年月日 令和 年 月 日
- 4. 再開の範囲
- 5. 完成期限 令和 年 月 日

上記工事の再開等に同意し、一部返送する。

令和 年 月 日

 受注者
 住 所

 氏 名

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所 氏 名

工事一時中止に係る一時中止に伴う 請負代金額の変更について

現在当社で施工中の下記工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、建設工事請負 契約書第20条により、次のとおり提出致します。

記

- 1. 工事番号
- 2. 工事名
- 3. 請求額
- 4. 請求額の根拠 別紙のとおり

13 降雨等の影響による工期延長に伴う増加費用の取扱い

土木請負工事において、<u>降雨等**の影響により工期延長を行った場合</u>(以下「工期延長」という)、工期延長に伴う増加費用について受注者から請求のあったものに対して、費用の必要性・数量などを発注者が精査し、妥当性を判断した費用について積上げ計上する。

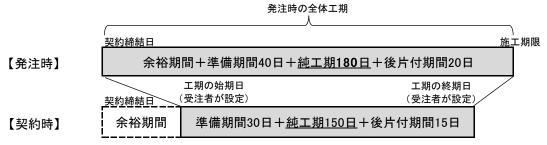
※「降雨等」とは10 mm以上/日の雨、雪、あられ等の降水をいう

(留意点)

- ・本基準では、降雨等により断続的に発生する現場休止に伴う工期延長を対象としたもので、通常見込まれる規模を超える大規模出水等により、被災し、工事目的物、仮設物、現場搬入の資機材等に損害が生じた場合は「契約書第29条不可抗力による損害」を適用し、本基準は適用しない。
- ・また、上記の不可抗力による損害を受けた場合を含め、工事を施工できない状況 が継続する場合は、「工事の一時中止」の手続きにより適正に対応するものとする。
- ・余裕期間制度(フレックス方式)を活用する工事において、「降雨等の影響により 工期延長を行った場合で増加費用の請求対象」に該当するのは、<u>発注時に発注者</u> <u>が設定した純工期を超えて延長した場合である</u>。なお、発注時の純工期について は、受注者からの請求があれば提示するものとする。

例)

【フレックス方式】 発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が工期の始期日及び終期日を を設定する方法



「降雨等の影響により工期延長を行った場合で増加費用の請求対象」に該当するケース

契約時:純工期 150 日

請求時:純工期 150 日+延長日数 40 日=190 日>発注時の純工期 180 日

「降雨等の影響により工期延長を行った場合で増加費用の請求対象」に該当しないケース

契約時:純工期 150 日

請求時:純工期150日+延長日数20日=170日<発注時の純工期180日

13-1 請求の流れ及び適用範囲

☆は留意事項

工事完成延期願の事前協議(受注者⇔発注者)

工期延長の適否を協議する。(フレックス方式は受注者からの申し出に応じ、発注時の純工期を提示する)

工事完成延期願の提出(受注者→発注者)

受注者は、降雨等の影響により工期内に工事を完了することができないことが見込まれるときは、発注者に工事完成延期願及び降雨等日数整理表を提出する。(様式4)(様式4-3)

☆観測地点、降水日(10 mm以上/日)、降水量については、工事現場直近の気象庁観測所のデータを採用する。 ☆余裕期間制度(フレックス方式)の場合は、変更後の純工期が当初発注者の設定した純工期を超えること。

工期延長の契約変更(受注者⇔発注者)・・・・・・・①

受発注者協議により、降雨等による影響が認められれば工期延長の契約変更を行う。

☆降雨等の影響の判断基準:工事完成延期願届出時の現場稼働中工期の

標準降水日数<実降水日数 であること

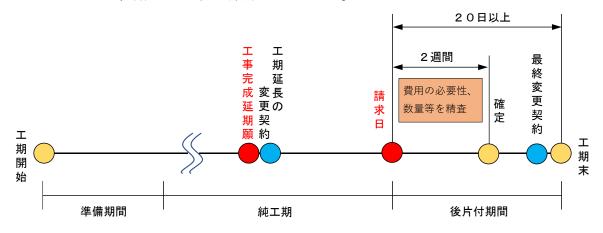
☆当該工期延長の契約変更においては、他の増工等を事由とする変更手続きと合わせることを妨げない。

工事請負代金変更の請求(受注者→発注者)・・・・・・②

純工期末(本体工事、仮設工事の完了時)において、増加費用の請求を受注者から行う。(様式 4-2)
 ☆降雨等の影響の判断基準:純工期末での現場稼働中工期全体の 標準降水日数<実降水日数 であること
 ☆費用の必要性・数量等を示す資料を発注者へ提出し、発注者が精査し、妥当性を判断して費用計上する
 ☆余裕期間制度(フレックス方式)の場合は、変更後の純工期が当初発注者の設定した純工期を超えること。

13-2 工事請負代金変更の請求日

- ・工事請負代金変更の請求日は、原則、純工期末かつ「工期末から 20 日以上前の 日」とする。
- ・現場条件、その他制約等によりやむを得ず20日が確保できない場合でも、請求内容の精査、妥当性を判断するため2週間を確保すること。
- ※現場作業全ての期間における降雨等の影響を把握し、費用算定に係る日数を確 定させるため、請求日は純工期末としている。



13-3 降雨等の影響による延長日数の算出方法

降雨等の影響による工期延長日数の算出については、下記の算出方法とする。

- ・現場稼働中の工期(純工期から一時中止期間、工場製作期間、屋内作業期間を除く)における、実降水日数と標準降水日数とを比較し、実降水日数が標準降水日数を上回った日数を延長日数、費用算定の日数とする。
- ・実降水日数は、気象庁における現場近傍の観測所の10 mm/日以上の降水日とする。
- ・標準降水日数は「積算基準の運用(積算参考資料 I)」の総則 第 9 章その他 6. 工期の算定における現場地区の平均降水日数から算出する。
- <「工期延長の契約変更」時>13-1(1)フロー中の①

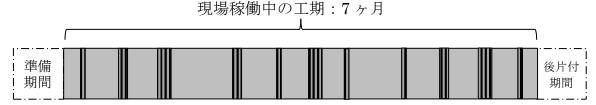
工事完成延期願届出時の現場稼働中の工期:3ヶ月(準備期間後~届出日)



Ⅲ:降水日(10 mm以上/日)

≪計算例≫

- ・実降水日数(10 mm以上/日)=30日「降雨等日数整理表による]
- ・3ヶ月の標準降水日数=12日 (3.8日/月 (平均降水日数)×3ヶ月)
- ·30 日-12 日=18 日···延長日数
 - ※準備期間後から延期顧届提出日までの期間で算出
 - ※日数は小数点第1位を切り上げ、整数止とする。
- <「工事請負代金変更の請求」時>13-1(1)フロー中の②



Ⅲ:降水日(10 mm以上/日)

≪計算例≫

- ・実降水日数(10 mm以上/日)=42 日「降雨等日数整理表による]
- ・7ヶ月の標準降水日数=27日 (3.8日/月 (平均降水日数)×7ヶ月)
- ・42 日-27 日=15 日・・・費用算定の日数
 - ※日数は小数点第1位を切り上げ、整数止とする。

☆降雪による交通網の停滞等、降水日以降も現場作業が不可能であり、受注 者より根拠資料を添付し請求があった場合には、その妥当性が確認できた 日数について延長日数、費用算定の日数に加算できるものとする。

13-4 工事請負代金変更請求の作成例

降雨等の影響による工期延長に伴う増加費用の見積

工事名 〇〇〇工事

工事場所 〇〇市〇〇町〇〇地先

契約工期 令和○年○月○日~令和○年○月○日

降雨等の影響による延長日数 15日

<u>增加金額 ¥1,053,310 税抜増加金額 ¥957,555</u>

降雨等の影響による工期延長に伴う増加費用の見積

工事名 〇〇〇工事					
	規格	単位	数量	単価	金額
工期延長日数に係る増加費用					
(1) 現場維持費					
従業員給料手当					
現場代理人		日	15	24,635	369, 52
監理技術者		日	15	35, 227	528, 40
営繕費					
現場事務所		日	15	3, 648	54, 720
通信交通費		日	15	263	3, 94
動力·用水光熱費					
電気料金		日	15	47	70
水道料金		日	15	17	25
合計					957, 55

降雨等日数整理表

工事番号 第○○○○○号 工事名 ○○工事 工事場所 ○市○町○地先 契約工期 令和○年○月○日~令和○年○月○日

現場稼働中の工期:〇日(令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日) 標準降水日数 27日 (「現場稼働中の工期」×「平均降水日数」)

実降水日数 42 日

降雨等の影響による延長日数 15日 (「実降水日数」 - 「標準降水日数」)

所名		

年月日	日降水量	年月日	日降水量 (mm/日)	年月日	日降水量
○月1日	13	O H	0	○月3日	14
2 日	12	OH	0	4 ⊟	17
3 日	16	OB	0	7 日	26
○月 14 日	11	O B	0	11 ⊞	16
15 ⊞	19	O FI	0	12 ∃	21
16 日	20	O B	0	20 日	13
20 日	15	0.8	0	21 日	11
21 ⊟	20	〇月〇日	0		
OB	0	O B	0		
ОВ	0	OH	0		
OB	0	O B	0		
〇月〇日	0	O ff	0		
OB	0	OB	0		
OB	0	OB	0		
OF	0	〇月〇日	0		
〇日	0	O B	0		
OB	0	O H	0		
OB	0	22 日	18		
〇月〇日	0	30 ⊞	30		
ОН	0	31 月	10		

※見積に対する妥当性の確認ができる証明書類及び降雨等日数根拠資料の提出が必要 なお、証明書類とは契約書、請求書、領収書などその他第三者が証明する書類をい い、原則見積は証明書類として取り扱わない。

例えば)

- (1) 現場代理人等の給料について
 - ①当該現場での作業内容
 - ②給与等の内訳書
 - ③給与明細等の資料
- (2) 営繕費、通信交通費、動力・用水光熱費について
 - ①経費支払い集計調書
 - ②賃借料、通信費、水道光熱費等の証明書類の提出

提出書類を発注者が精査した上、妥当性の確認ができた項目を積み上げる(例では、 全て確認できた場合、1,000 円未満を切り捨てた 957,000 円を増加費用として計上)

◎増加費用の見積根拠例

現場代理人等給料について

①当該現場での降水日の作業内容

月	日	曜日	日降水量 mm/日	作業の内容
〇月	1	月	13	現場巡視
	2	火	12	現場巡視
	3	水	16	現場巡視・法面補修
〇月	14	火	11	現場巡視
	15	水	19	現場巡視・材料養生
	16	木	20	現場巡視
	20	月	15	現場巡視
	21	火	20	現場巡視・環境整備
_				

1				i
	22	水	18	現場巡視
	30	木	30	現場巡視
	31	金	10	現場巡視•環境整備
〇月	3	月	14	現場巡視
	4	火	17	現場巡視
	7	金	26	現場巡視
	11	火	16	現場巡視・材料養生
	12	水	21	現場巡視
	20	木	13	現場巡視・支障物除去
	21	金	11	現場巡視

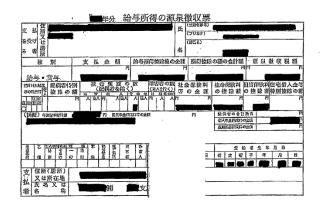
②給与等の内訳書

月別給与支給明細書

【現場代理人 〇	00 00]			
	給与	超勤手当	賞与配金	給与手当 小計
○月	369, 900	110, 147	102, 825	582, 872
○月	369, 900	0	102, 825	472, 725
○月	369, 900	0	102, 825	472, 725
○月	369, 900	0	102, 825	472, 725
○月	369, 900	23, 725	102, 825	496, 450
○月	369, 900	5, 932	102, 825	478, 657
○月	369, 900	0	102, 825	472, 725
合計	2, 589, 300	139, 804	719, 775	3, 448, 879
対象期間月平均	369, 900	19,972	102, 825	492, 697
対象期間日平均	18, 495	999	5, 141	24, 635

【監理技術者 〇	0 00]			
	給与	超勤手当	賞与配金	給与手当 小計
○月	523, 600	0	180, 937	704, 537
○月	523, 600	0	180, 937	704, 537
○月	523, 600	0	180, 937	704, 537
○月	523, 600	0	180, 937	704, 537
〇月	523, 600	0	180, 937	704, 537
〇月	523, 600	0	180, 937	704, 537
〇月	523, 600	0	180, 937	704, 537
合計	3,665,200	0	1, 266, 559	4, 931, 759
対象期間月平均	523, 600	0	180, 937	704, 537
対象期間日平均	26, 180	0	9, 047	35, 227

③給料明細等の資料(各月の給与明細書、全年の源泉徴収票等)

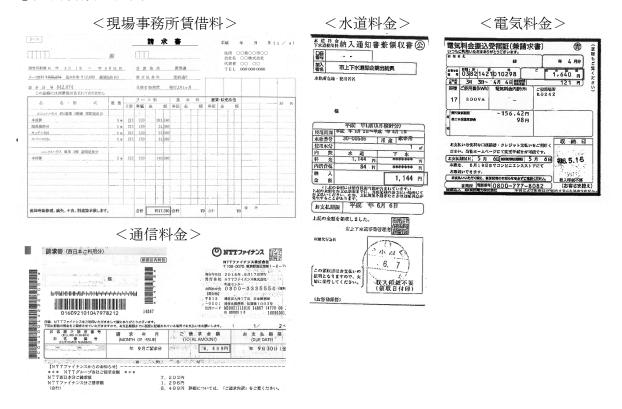


営繕費、通信交通費、動力・用水光熱費について

①経費支払い集計調書

				税抜き金額		
	現場事務所	通信交通費	動力·用水光熱費 電気料金 水道料金			
			電気料金	小胆科金		
<u>〇月</u>		7, 864	1,740	1,215		
〇月		7, 946	1,640	1, 210		
○月		8,863	1,620	1 144		
〇月	766, 249	7,726	1,660	1, 144		
〇月		7, 564	1,630	1 000		
〇月		7, 985	1,650	1, 260		
〇月		7, 463	1,640	653		
合計	766, 249	55, 411	11,580	4, 272		
1日当り	3648	263	55	20		

②証明書類の提出

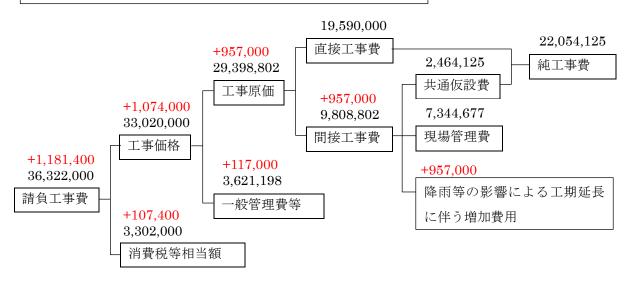


13-5 工事請負代金の構成

増加費用等の構成

- ◇降雨等の影響による延長日数の現場維持等に要する増加費用は工事原価に含めて 計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◇積み上げ計上費用には、請負比率は考慮しないものする。
- ◇増加費用等についての変更契約は、最終変更時に行う。





13-6 増加費用の費目と内容

増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。ただし、降雨等の影響による工期延長の場合は、事前に基本計画による受発注者協議が行えないため、請求時に受注者から費用の必要性、数量等の根拠資料を提出させ、それらを発注者が精査し妥当性を認めた場合に計上する。

(1) 現場における増加費用

イ 材料費

①材料の保管費用

工事を延長したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の 材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管す る必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を延長したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の 材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材 料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の延長期間に係る 損料額及び補修費用

口 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、降雨等による現場休止期間中稼動(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用

二 機械経費

①工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、賃料・損料、管理費を含む。)
- b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めてた機械の運転費用

ホ 運搬費

- ①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたも のと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から 工事現場に再搬入する費用
- ②大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類,資材等のうち,工事が延長されたために,新たに 工事現場内を移動させることを発注者が必要と認めた大型の機械,材料,仮設 物等の運搬費用

へ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備 作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発 注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

①仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して 計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の延長期間に係る損料及び 維持補修の増加費用

- ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、延長に伴う工事現場の維持等の必要上、 発注者が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力を含む。)
- ③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

①既存の安全設備に係る費用

工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の延長期間に係る損料及び維持補修の費用

②新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、延長に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)

ヌ 役務費

①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる プラント敷地及び材料置場等の敷地の延長期間に係る借上げ、解約などに要し た増加費用

②電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる 電力・用水設備等に係る延長期間中の基本料

ル技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間 要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、 仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の延長期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における延長期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において工事 現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者 を一括通勤させる場合の通勤費用

力 社員等従業員給料手当

延長期間中等の工事現場の維持等のための次の費用

- ①元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。) に支給する給料手当の費用
- ②降雨等による現場休止中の現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に 縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- ④工期延長となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

降雨等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者(通勤者も含む。)を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者(以下「専従的労務者」という。)(通勤者も含む。)とする。

②解雇・休業手当を払う場合の費用

適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

夕 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理 費率の中に計上されている地代の延長期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信 交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の延長期間中の費用

- (2) 本支店における増加費用 (一般管理費として率計上する) 延長に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用
- (3)消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

13-7 増加費用の算出例

<工事現場の維持に関する費用>

- 例 降雨等の影響による延長日数:15日
 - ①現場代理人等の給料
 - ②現場事務所の維持費(賃料、動力・用水光熱等料金)
 - ③通信交通費
 - ④機械器具等の賃料

増加費用=Σ (証明書類における日当り費用×降雨等の影響による延長日数)

- $=\Sigma$ (①24,635×15 日+②3,723 円×15 日+③263 円×15 日+④1.800 円×15 日)
- =456,315 円
- =456,000 円[端数処理:千円未満切り捨て]

①現場代理人等の給料

対象期間月平均

日当り費用:24,635円 _{月別給与支給明細書}

	給与	超勤手当	賞与配金	給与手当 小計
○月	369,900	110, 147	102, 825	582, 872
〇月	369,900	0	102, 825	472, 725
〇月	369,900	0	102, 825	472, 725
○月	369,900	0	102, 825	472, 725
○月	369,900	23, 725	102, 825	496, 450
〇月	369,900	5, 932	102, 825	478,657
○月	369,900	0	102, 825	472, 725
△-≥L	2 500 200	120 904	710 775	2 449 970

月	日	曜日	日降水量	作業の内容
〇月	1	月	13	現場巡視
	2	火	12	現場巡視
	3	水	16	現場巡視・法面補修
〇月	14	火	11	現場巡視
	15	水	19	現場巡視・材料養生
	16	木	20	現場巡視
	20	月	15	現場巡視
	21	火	20	現場巡視・環境整備
<u> </u>	\subseteq			
ĺ	22	水	18	現場巡視
	44	//\	10	光物沁忧

☆現場代理人等の給料については、降雨等による休工時の作業内容(巡回等)の 記録を受注者から提出させ、作業の実施を確認すること。

証明書類における日当り費用は、給与等の内訳書から算出する現場稼働中の工期の日平均労務費を基本とする。

②現場事務所の維持費

日当り費用:3,723円

(現場事務所賃借料 3.648 円, 電気料金 55 円, 水道料金 20 円)

③通信交通費

日当り費用:263円

				税抜き金額		
	現場事務所	通信交通費	動力·用水光熱費			
	児伽争務別	进行父进贯	電気料金	水道料金		
〇月		7,864	1,740	1 015		
〇月		7,946	1,640	1, 215		
○月		8,863	1,620	1, 144		
〇月	766, 249	7,726	1,660	1, 144		
〇月		7,564	1,630	1, 260		
0月		7,985	1,650	1, 200		
〇月		7,463	1,640	653		
合計	766, 249	55,411	11,580	4, 272		
1日当り	3648	263	55	20		

☆通信交通費、動力・用水光熱費等のように月別でバラツキがあるものの日当り 費用は、請求時の現場稼働中の工期内の平均値を基本とする。

④機械器具等の賃料

日当り費用:1,800円

リース				請	求	書		
○○○株式会社	御中						取引先コ	— № 000-000-000-00000
ご利用期間 R○年○ 工事名 ○○○工事 工事場所 ○○市○○		年()月	OB	-				○○県○○市○○ ○○○株式会社 ○○ ○○
合計 ¥378,0				•				000-000-0000
*この金額には消費税は	含まれていま 名・形式	せん。		数量	単位	単価	金額	備老
工事用ガードフェン		○枚		1	式	178, 000		1枚:基本料500円,日40円,210日
保安灯 チューブ (0 100		1	式	110,000		10m: 基本料500円, 日50円, 210日
工事用バリケード ()基			1	式	90,000	90,000	1基:基本料300円,日20円,210日
			計				378, 000	
経理 営業所	担当]		処理番号	00000000	-0000

機械器具(保安用具)賃料 378,000÷210 日(現場稼働中の工期) =1,800 円/日

☆現場作業を行う重建設機械の賃料(特に特殊な機械や特定の工種に使用される 重建設機械)について請求がある場合は、実降水日と当該重建設機械の施工期 間が重複することを示す資料を受注者から提出させ、降雨等の影響による休止 の影響を受けている等の妥当性が判断できたもののみ計上する。

13-8 降雨等の影響による工期延長に係る手続き様式 様式 4

工事完成延期願(第 回)

1. 工事番号 第 号

2. 工事名

3. 工事現場

 自 令和
 年
 月 日

 4. 工
 期
 日間

 至 令和
 年
 月 日

5. 請負代金額 ¥

 自 令和 年 月 日

 6.第 回延期
 日間

 至 令和 年 月 日

上記の工事はの事由により

令和 年 月 日迄完成の延期を御承認願います。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

様

住 所

受注者

氏 名

様式 4-2

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所 氏 名

降雨等の影響による工期延長に伴う請負代金額の変更について

現在当社で施工中の下記工事の降雨等の影響による工期延長に伴う請負代金額の変更について、次のとおり提出致します。

記

- 1. 工事番号
- 2. 工事名
- 3. 請求額
- 4. 請求額の根拠 別紙のとおり

様式4-3

降雨等日数整理表

工事番号 第 一 号

工事名

工事場所

契約工期 令和 年 月 日~令和 年 月

現場稼働中の工期: 日(令和 年 月 日~令和 年 月 日) 標準降水日数: 日(「現場稼働中の工期」×「平均降水日数」)

実降水日数: 日

降雨等の影響による延長日数: 日(「実降水日数」-「標準降水日数」)

観測所名:

<u> </u>		<u></u>			
年月日	日降水量 (mm/日)	年月日	日降水量 (mm/日)	年月日	日降水量 (mm/日)
	1	1	1		

※提出の際には、実降水の根拠となる気象庁HP観測資料を添付すること。

14 参考資料

14-1 兵庫県建設工事請負契約書(令和2年10月時点)

第16条 (工事用地の確保等)

発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事 用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人 の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとと もに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は 工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件 を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受 注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、 発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見 を聴いて定める。

第18条 (条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人 為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 10 日以内に、その結果を受注

者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があると きは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要がある と認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必 要な費用を負担しなければならない。

第20条 (工事の中止)

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、 火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者 の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が 変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容 を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に 通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第29条 (不可抗力による損害)

目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者 が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された 保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、 その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注 者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該 損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具で あって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、 立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。) 及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。) のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定 する。
 - (1)工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額 を差し引いた額とする。

(2)工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値 がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

(3)仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で 償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償 却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、 修繕費の額が上記より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力ぶよる損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第31条 (検査及び引渡し)

受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを

申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

第51条 (受注者の催告によらない解除権)

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき
- (2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき

14-2 土木工事共通仕様書(令和 2 年 10 月時点)

1-1-1-13 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・ 管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。

また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。